

小売業者のみなさまへ

米トレーサビリティ法とは

米・米加工品に問題が発生した場合などに、流通ルートを手早く特定するため、生産から販売・提供までの各段階を通じて、**取引等の記録を作成・保存**すること、取引先や**一般消費者に産地情報を伝達**すること、を義務付けるものです。

義務取組	義務違反があった場合
☒ 取引等の記録の作成・保存	 50万円以下の罰金
☒ 一般消費者への産地情報の伝達	勧告・命令   当該命令に従わない場合、50万円以下の罰金

小売業者のみなさまが必要な取組

1 取引等の記録の作成・保存

米穀等の**対象品目**を仕入れた際は、入荷記録の作成・保存の義務があります。

①**記録事項**が記載された**伝票等の受領**か、**入荷記録の作成**が必要です。

②伝票等又は入荷記録を原則**3年間保存**する必要があります。

- 必要事項が記載された伝票等があれば、それを保存することで、記録・保存の義務を果たしたことになります。
- 伝票等に必要事項が不足している場合は、追記します。
- 伝票等が受領できない場合は、自ら記録を作成します。



対象品目

米穀	精米、玄米、雑穀ブレンド米 等
中間原材料	米粉、米こうじ 等
米飯類	ご飯、冷凍炒飯、レトルト赤飯 等
米加工品	もち、だんご、米菓、清酒、みりん 等

書面・電子媒体のいずれでも可能です。
また、納品書に限らず、必要な事項が記載されていれば仕様書、規格書などでも可能です。
(複数の伝票の組み合わせでも可)



記録事項

品名	取引において通常用いている名称
産地 (注)	国産、アメリカ産、千葉県産 等
数量	取引において通常用いている単位
年月日	搬出入した日 (困難な場合は、受発注日等)
取引先名	取引先の氏名又は名称
搬出入した場所	搬出入した場所が特定できるような名称及び所在地

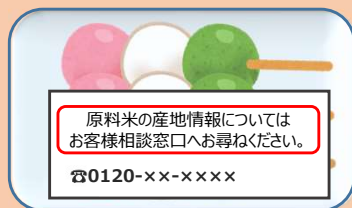
納品書			
〇〇店様		納品日 令和〇年〇月〇日	
品名	数量	単価	金額
精米(国産)	△	××	×××
〇〇株式会社 〇〇本店 千葉県〇〇市××町□□			

2 一般消費者への産地情報の伝達 (注)

米穀等の**対象品目**を販売する際は、**産地情報の伝達**が必要です。
伝達の方法は、次の方法から実情に合わせて選べます。



商品の包装に
産地情報を記載



商品の包装に
産地を知ることが
できる方法を記載



購入カタログや注文画面に
産地情報を掲示

商品の容器・包装にこれらのいずれも記載されていない場合には、取引先から伝達された産地情報を小売店が一般消費者へ伝達することが必要です。

一般消費者販売用の容器・包装に入れた米穀については、食品表示法の食品表示基準に従って産地情報を記載してください。

産地、品種、産年が同一であり、その根拠を示す資料を保管している原料玄米の表示例

名 称	精 米		
	産地	品種	産年
原 料 玄 米	単一原料米 千葉県	コシヒカリ	〇〇年産
内 容 量	〇kg		
精 米 時 期	令和〇〇年〇〇月〇〇日		
販 売 者	株式会社〇〇〇米 千葉県〇〇市〇〇〇△△-△ 電話番号 〇〇〇(〇〇〇)〇〇〇〇		

※産地・品種・産年が同一であっても、その根拠を示す資料を保管していない場合は、「単一原料米」と表示することはできません。

単一原料米以外の原料玄米の表示例

名 称	玄 米			
	産地	品種	産年	使用割合
原 料 玄 米	複数原料米 国内産			10割
内 容 量	〇kg			
調 製 時 期	令和〇〇年〇〇月〇〇旬			
販 売 者	千葉 太郎 千葉県〇〇市〇〇町△△-△ 電話番号 〇〇〇(〇〇〇)〇〇〇〇			

※原料玄米欄の「複数原料米」の表示は、「ブレンド米」等、同様の意味（産地・品種・産年が同一でない旨）の用語でも構いません。

欄外表示の例



一括表示欄で表示されていない産地・品種又は産年について、事実に基づき、欄外に表示することができます。

(注)産地の記録・記載・伝達の注意点

- ①「国産」「〇〇国産」「〇〇県産」等と記載。
- ②原材料に占める重量の割合の多い順に記載。
- ③産地が3か国以上ある場合には、上位2か国のみ記載し、その他の産地を「その他」と記載可能。
- ④米飯類、もち、だんご、米菓、清酒、単式蒸留焼酎、みりんについて、最終的な一般消費者販売用の容器・包装に入れられ、当該容器包装に産地が具体的に明記されている場合は、伝票等への産地の記載は不要。
- ⑤食品表示法において定めのある玄米・精米及びもち(米穀の重量割合が50%以上であるものに限る)は、同法に従い、表示をしてください。

■米トレーサビリティ法Q&A

(Q1) 米穀等を一般消費者に販売した場合、記録の作成・保存が必要ですか。

(A1) 米穀等を購入又は譲受けをした場合には、記録の作成・保存が**必要**ですが、一般消費者への米穀の販売の際には、記録の作成・保存は必要ありません。

(Q2) 入荷記録は事業所、事業場または店舗ごとに作成が必要ですか。

(A2) 必要です。ただし、本社での一括仕入れなどにより、記録が本社で一括管理されている場合において、米穀等の取引の記録を本社に照会すればすぐ確認できる仕組みならば、本社で一括して入荷記録を作成することも可能です。



小売業者のみなさまを含め、米・米加工品に関わる全ての事業者が取組を行う必要があります。詳細は、県や農林水産省のホームページをご覧ください。下記窓口へお問合せください。

お問合わせ先 (県窓口) 千葉県農林水産部環境農業推進課食品表示班

☎ 043-223-3082